

# 「比米」と「此米」について

——集中の鳥名の解釈をめぐって——

和田義一

波・日本古典文学全集（小学館）など、西本願寺本を底本とするテキストはみな同じ扱いをしている。

『萬葉集』卷十三の雜歌の部に次のような長歌（三三三九）がある。

近江之海 泊八十有 八十嶋之 嶋之堺邪伎 安利立有 花橘  
乎 末枝尔 毛知引懸 仲枝尔 伊加流我懸 下枝尔 比米乎

伊加流我（斑鳩）とともに萬葉集に詠まれているこの小鳥は卷一の左註にもその名前が出てくる。高市岡本宮御宇天皇（舒明）の代に天皇が「幸讚岐國安益郡之時」、「軍王見」山作」長歌（五）の反歌（六）の左註に

懸己之母乎 取久乎不知 己之父乎 取久乎思良尔 伊蘇  
婆比座与 伊可流我等比米登（瑞書房版『萬葉集』）

ここに引用した所謂塙本の底本は西本願寺本であるがそれには「比米」が「此米」となっている。しかし、天治本や元暦校本などの古本が「比米」に作っているので、それに従つて「比米」と改められたのである。そして、桜楓社版『萬葉集』・日本古典文学大系（岩

疑從此便幸之歟

右檢『日本書紀』無<sup>レ</sup>幸<sup>ニ</sup>於讚岐國<sup>ニ</sup>亦軍王未詳也 但山上憶良大夫類聚歌林曰 記曰 天皇十一年己亥冬十二月己巳朔壬午幸<sup>ニ</sup>干伊与溫湯宮<sup>ニ</sup>一書是時宮前在二樹木<sup>ニ</sup>此之二樹斑鳩比米<sup>ニ</sup>鳥大集 時勅多挂<sup>ニ</sup>稻穂<sup>ニ</sup>而養<sup>ニ</sup>之 乃作歌<sup>ニ</sup>若

とある。

ところが、江戸時代の寛永版をはじめとする版本はこの「比米」を「此米」と表記し、「しめ」と訓んでいた。当時の諸註釈書の大半は「しめ」として解釈しているのである。江戸時代には本草学が

流行したが、萬葉集の解釈においても本草学的知識を基盤に註釈したもののが多く現われた。そして、集中の禽獸虫魚草木のみを取り出

して考証し、実物と対照し、同定するという作業も行われた。鹿持雅澄の『萬葉集古義』附録の『品物解』はその集大成と言えるだろう。こうした江戸時代の註釈書の方法はかなり合理的、実証的であ

る。江戸期の解釈を踏まえて「比米」と「此米」を再検討するのが本稿の目的である。

## 一

江戸期の註釈書に最も頻繁に引用される古辞書の一つに『倭名類聚抄』（以下『和名抄』）がある。二十巻本の元和古活字本を見ると

鵠 陸詞切韻云鵠鳥類也白喙鳥也

鵠 孫極切韻云鵠小青雀也

とある。【和名抄】に引用されている【漢語抄】は奈良時代成立と言われるがそれには「比米」・「之女」の区別がなされていて<sup>(2)</sup>。それをうけて源頼も区別したのである。【新撰字鏡】には和訓は記載

されていないが、漢名では区別のあるものとして扱っている。天治本の巻八鳥部第七十五<sup>(3)</sup>には

鵠鳥類也

鵠鳥類也

と記載されている。

しかし、この区別も「類聚名義抄」（以下「名義抄」）や「色葉字類抄」になるとかなり曖昧になつてくる。前田本「色葉字類抄」（三巻本<sup>(4)</sup>）には

鵠ビズ

鵠ビズ

鵠シラヌイ

鵠シラヌイ

とある。「鵠」に「ヒメ」・「シメ」二つの和訓があることを示している。これが「名義抄」ではもっとひどくなる。観智院本「名義抄」<sup>(5)</sup>には

とある。「鵠」に「ヒメ」・「シメ」二つの和訓があることを示している。これが「名義抄」ではもっとひどくなる。観智院本「名義抄」<sup>(5)</sup>には

鵠シラヌイ  
白喙鳥也

鵠シラヌイ  
正一居鳥也

とある。（蓮成院本もほぼ同じ<sup>(6)</sup>）「鵠」にも「鵠」にも「ヒメ」「シメ」の和訓をあてている。このことは當時すでに「ヒメ」と「シメ」の区別がつかなくなり、しばしば混同されたことを示すものではなかろうか。觀智院本、蓮成院本等改編本系「名義抄」の成立は鎌倉初期とされているが、室町期に至るとこの傾向はさらに徹底してく

る。その一例として『倭玉篇』をあげてみる。

室町中期書写とされる『拾篇目集』（国立国会図書館蔵（第三類本））には

鶴シメ 鶴シメ 鴉ビメ 鶴ビメ 鴉ニハクナフリ

と和訓を附している<sup>(8)</sup>。これに対しても、同じ室町中期書写とされる

『篇目次第』（内閣文庫蔵本影印本）には

鶴シメ 鶴シメ

と和訓を附している<sup>(9)</sup>。これには「ヒメ」の和訓が見えない。

ところで、『和名抄』で区別している「ヒメ」「シメ」はそれぞれどんな鳥なのか。「シメ」については「小青雀也」とあるので雀に似た小鳥と推測出来るが、「ヒメ」については「白喙鳥也」とあるだけで、わかりにくい。狩谷棟齋は『箋注倭名類聚抄』で「鴉」の項目の「白喙鳥也」という訓釈に関して次のように述べている。

所引文廣韻同、按爾雅釋文引字林云、鴉句喙鳥、是陸氏所

本、句白必有二誤、説文作鴉、云鳥也、鴉末詳

『和名抄』の「白喙鳥也」という記述は「廣韻」にもある。ところが『爾雅（釋文）』が引用する『字林』では「鴉」を「句喙鳥」としている。そこで棟齋は「白」か「句」かどちらかが必ず誤りであるというのである。「句」は「勾」と意味が通用するから、「句喙鳥」とは「嘴の曲がった鳥」ということになり、「嘴の白い鳥」とは異なる

る。「鴉」について棟齋は最後に「鴉末詳」としている。

棟齋は「鴉」の「小青雀也」という記述については「廣韻同、段玉裁曰、廣韻蓋謂即鱗脂、鱗脂桑屬、可三以充、以加流質」と書いている。段玉裁は、「廣韻」には「小青雀也」とあるが、これは「鱗脂」のことであるとしている。しかし、「鱗脂」とは「桑屬」のことであるから「以加流質」がこれに相当することになると棟齋は言う。「鴉」を「以加流質」とすることについて棟齋は、やはり、納得がいかなかつたらしく、「之女未詳」と最後に書いている。

しかし、棟齋は萬葉集の一例を引用して次のように述べている。「万葉集雜歌、仲枝爾伊加流質懸、下枝爾此米乎懸、軍王歌左注、斑鳩此米」鳥大集、按此米蓋比米之鶴」と。棟齋は江戸時代の版本を見ていたと思われるが、「此米」を「比米」の誤と断定している。続けて「今俗有『小鳥呼』之由米者上其喙與以加流質略同、是亦比米之鶴之由米」と述べている。「之由米（シユメ）」と民間で呼んでいる鳥がいる、これは嘴がイカルガと似ているが、これも比米を誤ったものであると言う。そう断定する根拠が述べられていないので、棟齋の説は納得しがたいのである。

手もとの『康熙字典<sup>(10)</sup>』を引いてみると、

鴉…廣韻句喙鳥玉篇鳥啄レ食…説文作雉  
雉…説文鳥也廣韻白喙鳥。本作鴉。…

とあり、「廣韻」では「鵠—句喙鳥」、「雛—白喙鳥」と区別をしている。しかし、「鵠」と「雛」とは通用するところがあるから、どちらがどちらとも言えないのかもしれない。「鵠」に関して、榎齋の参照したのは「廣韻」の「白喙鳥」とある「雛」の方だったのかも知れない。ちなみに、改めて『説文解字注<sup>[12]</sup>』を見ると、

鵠 噴鵠也音鶴。从鳥。古聲。

雛 雜鳥也音詠。从隹今聲。

とある。中国では「鵠」は「小青雀」として、「鷩脂」（イカルガ）とみなしてきたようである。これに対し、『和名抄』では「鵠」を「之女」とし、「鵠（伊加流加）」とは別の、しかし「イカルガ」によく似た「小青雀」として区別して來たのである。そして「雛」は中国では「句れる喙の鳥」とされてきたのである。

さて、先に述べた萬葉集の写本、天治本は識語によれば「天治元年（一一一四）六月二十五日書写」ということであり、元暦校本は「元暦元年（一一八四）六月九日以或人校合了」という識語から書写は「仁平以前元永前後（一一八一—一五二）の寄合書<sup>[13]</sup>」と推定されている。一方、『名義抄』観智院本には「仁治二年（一二四二）九月六日書写畢」の識語がある。『名義抄』改編本が成立したのは平安末期ないし鎌倉初期（一一九〇—一二〇〇）と推定<sup>[14]</sup>されているので、天治元年より約七十年後である。『名義抄』改編本が「鵠」「鵠」両

方に「ヒメ」・「シメ」の和訓を掲載しているということと、天治本、元暦校本に「ヒメ」とあることとはどう関係するのであろうか。写本が古いというだけで、「ヒメ」を絶対と見てよいのだろうか。

ところで、卷十三・三三三九番の長歌で「比米」と表記される写本としては、右にあげた二書の他に、神宮文庫本、細井本、広瀬本などがあり、「此米」と表記しているのは西本願寺本の他に、

紀州本（神田本）、陽明本、大矢本、京都大学本などがある。<sup>[15]</sup>諸本系統図によれば、神宮文庫本、細井本は仙覚寛元本系統の本であり、西本願寺本、紀州本（卷十一以降）、陽明本、大矢本、京都大学本は仙覚文永三年本系統の本である。卷十三に關する限り、仙覚文永三年本系統のものは「此米」であると言えよう。

これに対して、卷一（六）左注は西本願寺本が「比米」となっている。西本願寺本は卷十一を除く各巻は鎌倉時代後期書写、四人にによる分筆と推定されているから、筆者によつて「比米」「此米」の書き分けがなされたのであるうか。紀州本の前半（卷一—十）も鎌倉時代後期書写と推定されるが、卷一は「比米」（朱で「シメ」）である。元暦校本や「類聚古集」も卷一は「比米」である。ところが、仙覚寛元本系統の神宮文庫本、細井本は「此米」である。この二書は卷十三では「比米」とあった。このちがいは西本願寺本や紀州本のように筆写者の分担によるちがいとも受け取れない。『名義抄』

などに反映している「ヒメ」・「シメ」の混同の表れなのであろうか。

### 三

干時於大殿戸有櫛与臣木於其木集止鶴与此米鳥天皇爲此鳥枝繁穂等養賜也

卷一（六）の左注は山上憶良大夫の「類聚歌林」を引用し、さらにその中に一書が引用されている。この「一書」が何を指すか不明であるが、卷三（三三二）の山部赤人の作歌の註釈において仙覚が引用している「伊豫國風土記」の記述とも類似している個所がある。

（五）の「一書」の文末は「乃作歌<sup>五々</sup>」とあり、歌そのものは掲載されていない。しかし、赤人は「左註」に省略されたこの歌を見る機会があったのであろうか。「伊豫能高嶺乃射狹庭乃岡尔立而敵思<sup>五々</sup>辭思為師<sup>五々</sup>三湯之上乃樹村平見者<sup>五々</sup>臣木毛生繼尔家里<sup>五々</sup>鳴鳥之首毛不<sup>レ</sup>更」という表現には前に詠まれた古歌が存在することをうかがわせる。

仙覚は卷一（六）の左註の「一書」を次のように註釈している。<sup>（六）</sup>

詞是時宮前<sup>ニ</sup>二樹木<sup>モ</sup>伊豫國風土記<sup>モ</sup>二木者一者<sup>タカナ</sup>木者一者<sup>タカナ</sup>臣木可尋之

先にも述べたように、仙覚は卷三（三三二）の赤人の歌の註釈においても、「伊豫國風土記」として「伊豫國風土記」の記事を引用している。その引用文の中に卷一（六）の歌の左註に類似の記述がある。それを同じく引用すると、

干時於大殿戸有櫛与臣木於其木集止鶴与此米鳥天皇爲此鳥枝繁穂等養賜也

とある。もし、「類聚歌林」に引用されている「一書」が『伊豫國風土記』であるとすれば、憶良の見た「風土記」と仙覚の見た「風土記」は近似しているが異なった本ということになる。

仙覚が卷三（三三二）の註釈で引用しているのと近似の記述を持つ「伊豫國風土記」がもう一つある。それは『积日本紀卷十四（述義十）』に引用されているものである。天皇が伊豫溫湯宮に幸行なされた時のことを「伊豫國風土記曰」として引用している。「天皇等於湯幸行降坐五度也」及び「立湯岡側碑文」は同じであるが、『积日本紀』の方はその「碑文」の文面を記述している。「仙覚抄」の方は「碑文」の文面が無くて、先にも記したように「干時於大殿戸有櫛与臣木於其木集止鶴与此米鳥」と記述している。

「伊豫國風土記」と言っても、いろいろ異本があつたと思われる。あるいは未定稿が出廻っていたのかもしれない。

『萬葉集註釈』の最古の写本とされる冷泉家本を引用したが、仁和寺藏本（複製<sup>（七）</sup>）を見ると卷三は「比米」である。また江戸時代の版本は「於其集上鶴云比米鳥」とある。この版本では「鶴」

を「比米」と読み取つてゐるのである。「鵠」は「和名抄」や「名義抄」などの古辞書では「シメ」「ヒメ」とは別のものとして扱つて來た。我が國最古の本草書である『本草和名』(輔仁本草)も「鵠 和名伊加留加」と記してゐる。このように明らかに別のものとされて來た鳥名を混同する、もしくは混同させる記述をしたのは「風土記」の筆録者か、それとも「風土記」を書写した人であろう。いずれにしても本草学の知識に乏しい人たちである。

『仙覺抄』の卷一奥書には「文永六年(一二六九)一月二十四日記」とあるから成立は文永六年(一二六九)とされる。萬葉集の仙覺寛元本、文永三年本はそれ以前の成立である。卷一の左注にのみ限定して見ると、寛元本系統の神宮文庫本、細井本は「此米」である。そして文永三年本系統では西本願寺本を除いて、金沢文庫本、陽明本、大矢本、京都大学本(左に緒「比」)などが「此米」である。つまり、

卷一(六)の左注に関しては、西本願寺本を例外として、仙覺本系

系統の写本は「シメ」なのである。もし仁和寺藏本の『仙覺抄』の方が原本に近いとすれば仙覺は「伊豫國風土記」を引用しながら、そこに「比米」とある記述の不確実さを彼自身が一番痛感していたかも知れない。しかもあえて、そのまま引用したことになる。

#### 四

江戸時代に入ると木版の活字本が出現する。その最初のものとして「活字無訓本」(慶長古活字版)がある。これは細井本系の林道春校本によつてなされたものであるが、卷一左注、卷十三ともに「比」となつてゐる。「活字附訓本」は「活字無訓本」を底本として、大矢本系の寂印成俊の一伝本によつて校合したものもとに刊行されたものであるが、これはともに「此」になつてゐる。これを整版に付したもののが寛永二十年(一六四三)刊行の寛永版本であるが、これもともに「此」となつてゐる。<sup>(2)</sup>この寛永版本(及びその版本で刊記のみを改めた宝永本)が通行本として広く出廻ることになる。

江戸時代の注釈書を以下に見てみよう。

(1)下河辺長流『萬葉集管見』(寛文初年(一六六一)頃成立か)  
は卷一・左注には言及せず、卷三の赤人の長歌及び卷十三の長歌に註釈をしている。

(卷三)

なく鳥の声もかはらす一岡本天皇の、皇后と、もに、此湯に幸し絵ふ時、大臣の上に臣の木有。其木にあつまる鳥を、いかかるか、しめといふ。天皇詔して、其木の枝に稻をかけて、かの鳥を養せ給ふと、彼國風土記に見えたたり。其ことを思ひしたひて、今も鳥の聲かはらすとはよめるなり。(傍線は筆者が私に付した。以下同じ。)

(卷十三)

いそはひおるよいかるかとしめとーいハ発語ノ詞也。そばへ居るといふ心也。或云、いそぶはあらそふ也。あらそひおるといふ心也。云々。かかるか、しめは、ふたつの鳥なり。其かたちよく似て、つれたちありくなり。

(2) 北村季吟「萬葉拾穗抄」(貞享五年(一六八八)四月の跋文)。卷

一については註釈なし。ただし、左註一書は「是時宮前<sup>ノ</sup>在二樹木<sup>ノ</sup>此<sup>ノ</sup>樹班鳩比米<sup>ノ</sup>」<sup>ノ</sup>鳥大集」と記載している。

(卷十三)

いかるかしめ一皆鳥名也、和名(抄)云鶴貌似鶴而白喙者也

班鳩同號大尾短者也 同書云鶴<sup>ノ</sup>小青雀也

卷十三は「比米」、卷十三は「此米」としている。

(3) 契沖「萬葉集代匠記」(初稿本は貞享末年(一六八八)精撰本

は元禄三年(一六九〇)成立)。卷一左註、卷十三とともに「此米」とある。<sup>(3)</sup>

(卷一・左注)

一書云。是<sup>ノ</sup>時<sup>ニ</sup>宮<sup>ノ</sup>前<sup>ニ</sup>在<sup>ニ</sup>「樹木」。此之<sup>ノ</sup>樹班鳩比米<sup>ノ</sup>二

鳥<sup>マニ</sup>大<sup>アシカ</sup>集<sup>アツマ</sup>。時<sup>ニ</sup>勅<sup>シテ</sup>多<sup>カ</sup>掛<sup>シタ</sup>稻穗<sup>ヲ</sup>而<sup>シテ</sup>養<sup>ヒシタ</sup>之<sup>ヲ</sup>、乃作歌<sup>シテ</sup>。

精一書云。此ヨリ又撰者ノ詞ナリ。伊与<sup>ノ</sup>風土記云。湯郡<sup>ノ</sup>天皇等於湯幸行<sup>シ</sup>降坐五度也。以<sup>ニ</sup>岡本<sup>ノ</sup>天皇并<sup>ニ</sup>皇后<sup>ニ</sup>軀<sup>ヲ</sup>爲<sup>ニ</sup>一

度<sup>。</sup>干<sup>ニ</sup>時<sup>於</sup>大殿戸<sup>ニ</sup>有<sup>シ</sup>櫛云<sup>ノ</sup>臣<sup>ノ</sup>木<sup>ト</sup>、於<sup>ニ</sup>其上<sup>ニ</sup>集マ<sup>シ</sup>鷦<sup>ノ</sup>比米

鳥<sup>ト</sup>。天皇爲<sup>ニ</sup>此鳥枝繁穂等<sup>ヲ</sup>養賜也。今引ルハ此風土記ニ似タ

リ。サレトモ此風土記ノ文拙シテ『誤アリ』真偽知カタシ<sup>シ</sup>

初<sup>ノ</sup>……下に一書云といふは風土記なるへし。

(卷十三)

仲枝爾<sup>ノ</sup>伊加流我懸<sup>ノ</sup>下枝爾<sup>ノ</sup>此米乎懸<sup>ノ</sup>伊蘇婆比座與

伊加流我等此米登<sup>ノ</sup>

精伊加流我懸<sup>ノ</sup>此米乎懸ハ、共ニ媒鳥ナリ。鶴鵠フタツノ鳥、其形能以テ打ツレアリケハ……

初<sup>ノ</sup>いかるかしめふたつの鳥、其かたちよく以て、つれたちありくなり。いかるかは鶴、日本紀等皆班鳩とかけり。しめは鶴の字なり。

契沖は卷一・左註について、初稿本では「一書云」は「風土記」なるべしと述べ、精撰本では「伊与風土記」を引用している。それは「仙覺抄」の版本が卷三に引用している文章と酷似している。あるいはそれからの引用かも知れない。しかし、文末に「サレトモ此風

土記ノ文拙シテ「誤アリ」真偽知カタシ<sup>シ</sup>と述べている。契沖が何を指して「誤アリ」と言ったのか不明であるが、「於<sup>ニ</sup>其上<sup>ニ</sup>集マ<sup>シ</sup>鷦<sup>ノ</sup>云<sup>ニ</sup>比米鳥<sup>ト</sup>」もその「誤」の一つであったかもしれない。

(4) 荷田春満「萬葉集解案抄」(享保十年(一七二五)頃の執筆)。

(卷一)のみの註釈である。<sup>(6)</sup>

伊加流我等此米登。これは右に引たる紀の哥と  
伊加流我等此米登。ひとしきたとへ哥なり、

一書曰是時宮前在一樹木此之二樹班鳩此米一鳥大集

(釋)班鳩此米一鳥とは、此米を一古本に、比米に作せり。此米

は鶴也。比米は鳩也。共に小鳥なれども、此米は誤なるべし。何

者當集第十三巻の長歌に、花橘を、末枝にもちひきかけ、中枝に

いかり（いかりはいかるがの誤写か？）かけ、下枝に比米をかけ

と、班鳩と比米とを対句によめる歌あり。かの十三巻の長歌も、

印本には此米とかけり。然れども古本比米とかけば、一証なるべ

し、そのうへ漢語抄に、鶴のかなを比米とかき、鶴のかなを之女

とかきたれば、比米の二字には証あり。此米の二字には証なけれ

ば也。しかれば此は誤なるべし。

春満が見ていた古本は不明である。「此米は鶴也。比米は鳩也。」は

春満が見ていたであろう「和名抄」の記事であろう。そして、漢語

抄に「之女」とあり、流布している版本には「此米」とあって、

「此米」が「之女」である証がないというのである。<sup>(7)</sup>

(5)賀茂真淵『萬葉考(三)』(明和五年(一七六八)ごろ成立)<sup>(8)</sup>。

(卷十三)

仲枝専。伊加流我懸。推古天皇紀に、以加留我の宮の事を班鳩とかき、和名抄

下枝専。此米乎懸。和名抄に班鳩大尾短者也、とあり、とす。此米乎懸。とす。

千蔭も左注の引用文を「此米」としているのである。

最後に岸本由豆流の「萬葉集攷註」を挙げておく。本書は「萬葉

(6)荒木田久老『萬葉考査落葉』(解三巻上) (天明八年(一七八八))

の序)。本書は師の真淵が萬葉集卷一・卷二の註釈に力を注ぎ、

明和六年(一七六九)に刊行した後を承け、その体裁を襲つて、

もつぱら卷三を註釈したものである。

(卷三)

臣木毛。生繼爾家里。風土記云、以日本天皇並皇后二體爲一度、<sup>(9)</sup>下時於

皇爲此鳥。驚見也。云々

久老は『風土記』の文章中の「比米」をも「此米」と訓んでいる。

(7)橘千蔭『萬葉集略解』(寛政十一年(一八〇〇)成立)<sup>(10)</sup>。

(卷一)左注)

是時宮前在一樹木。此之二樹班鳩此米一鳥大集。……風土記船

比米と有。

(卷十二)

……下枝爾此米乎懸。……伊加流我等此米登。

(注釈)かかるが推古紀以加留我の宮を班鳩と書。和名抄に、

鶴鹽と有り。しめ同書に、鶴小青雀也と見ゆ。この二つは枝に懸置て媒鳥とする也。

集】卷六までの注釈である。

(8) 岸本由豆流「萬葉集放註（第一巻）」（文政十一年（一八二八）成立<sup>立</sup>）。

（巻一・左注）

一書云是を佐匠記には、風土記なるべしといはれしかど、風土記の文といたくたが  
郡、天皇等於湯幸行五度也。以岡本天皇井皇后一綱、爲二度也。于時、於一大  
殿戸、右機云「臣木」、於其側上體、云「比米鳥」、天皇爲此鳥、枝繁穂等養  
鷗也云々などあるにても、一書と  
云は風土記ならざることしらる。

此米<sup>シメ</sup>風土記には、比米とあれど、上に引たる本草十三に、「班姬」と比米とを一首の中に  
青雀なり云々と  
あるこれなり。

## 五

本草学は元来中国に起つた學問であったが、慶長十二年（一六〇七）に林羅山が李時珍の『本草綱目』（金陵本）を長崎で入手し、それに基づいて『多識篇』を書いて、その書の価値を賞揚したことにより『本草綱目』は日本で流行するようになつた。寛永十四年（一六三七）に江西本の和刻（京都野田弥次右衛門版）が出てから、寛文十二年（一六七一）版、正徳四年（一七一四）稻生若水版、明治六年（一八一三）自序、伊勢国の中村荒木田嗣興の『萬葉動植物考』がある。その他武藏國の僧泰登の『萬葉集名物考』（文政六年（一八一三）自序）、伊勢國の神官荒木田嗣興の『萬葉品類鈔』（文政十年（一八二七）自序）や、土佐國の鹿持雅澄の『萬葉集品物解（古義附録）』（文政十年一八二七）成立などがある。江戸期には動植物の図譜が多く作られたこともその學問の実学的傾向を示

が熱心に研究した。一方で日本人自身による本草書も作られた。貝原益軒「大和本草」（宝永六年（一七〇九）刊）、稻生若水「庶物類纂」（天明三年（一七八三）完成）、小野蘭山「本草綱目啓蒙」（初版は享和三年（一八〇三）～文化三年（一八〇六）に刊行）などがその代表的なものである。将軍吉宗の學問獎励、實学尊重、物産振興の政策路線と相まって、本草学が興隆し、本草学者らによる薬品会の開催も頻繁に行なわれた。<sup>39)</sup>

こうした時代的風潮の中で、萬葉集を本草学的觀点から研究する學問が生まれた。萬葉集中の禽獸虫魚草木を抜き出して、考証し、实物と比定する學問である。その學問に從事した人々は国学系統の神官・僧侶・武士・町人などであった。この人たちの學問を仮に萬葉博物学と呼んでおく。

萬葉博物学書の最も早いものが、もと彦根藩士小林義兄の『萬葉集中禽獸蟲魚草木考』（文化十二年（一八一五）自序）である。同じ頃に成立したと考えられるのが越前國の薬種商伊藤多羅の『萬葉動植物考』である。その他武藏國の僧泰登の『萬葉集名物考』（文政六年（一八一三）自序）、伊勢國の神官荒木田嗣興の『萬葉品類鈔』（文政十年（一八二七）自序）や、土佐國の鹿持雅澄の『萬葉集品物解（古義附録）』（文政十年一八二七）成立などがある。江戸期には動植物の図譜が多く作られたこともその學問の実学的傾向を示

している。雅澄の『萬葉集古義』附録として『萬葉集品物図』(三)

似タリ

卷)があることもつけ加えねばなるまい。同じく図譜のあるものとしては著者不明『萬葉集草木考』(四巻)(大阪府立図書館蔵)がある。巻中の彩色画は龜井文山(文化以降、幕末頃の画人)。なお、明治以降刊行のものであるが、萬葉集に限定しない博物学書もある。

山本章夫(文政十年(一八二七)~明治三十六年(一九〇三))の『萬葉古今動植正名』(大正十五年十月刊)である。これも図譜を掲載している。

さて、これらの萬葉博物学書の殆んどが「シメ」をとりあげている。「比米」について記載しているものは皆無である。それは何より「シメ」という鳥が実在したからであると思う。江戸時代は現代よりはるかに自然は豊かであり、人々は動植物に親しむ機会も多かつたであろう。次に荒木田嗣興『萬葉品類鈔(三之卷)<sup>(3)</sup>』の「此米」の項目を引用してみる。

此米鶴

シメは昭和初年代までは我々にまだ親しい鳥であった。巻十三の歌について動物学者の東光治は次のように述べている<sup>(3)</sup>。「歌意では花橋を上中下の枝に分けて、上には鶴を引きかけ、中程にイカルの囮をかけ、下にはシメの囮をかけたことになってゐるが、これは単に歌の調子からかう歌つた迄のことであつて、事實は琵琶湖の沿岸や湖中の島々の樹木に、あちこちで鶴をつけたり、イカルやシメの囮を置いて、小鳥を捕へる状況を歌つたものである。」「シメは鳴き声も悪く、色彩も美しくはないが、わざわざ今でも囮用として飼育される位である。昔はイカルやシメは山の鳥屋の網にも随分かゝったさうである。まして萬葉時代にこれ等両島が如何に豊富に存在したかは前記の歌によつても明かである。然し現今ではぐつとその類

和名鈔孫惣<sup>(4)</sup>切韻云鶴<sup>(5)</sup>小青雀也漢語鈔云之女トアリ今思フニシメニ鶴ノ字ヲ用フルハオボツカナシサテ或時吾里近キ山里人コノ鳥ヲ捕テ籠ノ中ニカヒシラ見ルニチヒサキ鳥ノ形ハ桑屬ニ以テヤ、小サシ頭ハウス黄ニシテ肩ヨリ背カケテ灰黒色<sup>(6)</sup>ニテ翼ハ黒シ腹ハウス白キモノナリ常ニ山林ニ住テ鳴聲山雀ニ

が減少して終った。それに元来が臆病な鳥であるからちょっと人目に付きにくい」と。

シメが奈良・平安の昔から今日まで実在した鳥だということは信じよのである。しかし、そのことは「ヒメ」が実在しない鳥だったということにはならない。『漢語抄』や『和名抄』の記載が信用できるものならば、ヒメが実在したことも事実であろう。けれども、ヒメがどんな鳥であったかは現在のところよくわかつていてない。シメの方がより適當だろうということである。

して、言えることは、イカルガによく似た鳥として並置するにはシメの方がより適當だろうということである。

【注】

(1) 京都大学文学部国語国文学研究室編『諸本集成倭名類聚抄』(昭和43年9月) 参照。

(2) 『漢語抄』は現伝しないが、平安時代に使われていたことは『今集解卷五職員令』の「主殿寮」に「漢語抄云。輿。母知許之。腰輿。多許之」(引用は『新訂増補国史大系令集解第一』(昭和51年10月) より)と記載されていることによつて明らかである。

(3) 京都大学文学部国語国文学研究室編『新撰字鏡』(増訂版)』(昭和54年4月) 参照。

(4) 尊経閣藏三巻本『色葉字類抄』(複製) (昭和59年5月) 参照。

(5) 正宗敦夫校訂『類聚名義抄』(昭和61年12月) 参照。

(6) 鎮國守國神社蔵『三寶類聚名義抄』(複製) (昭和61年1月) 参照。

(7) 川瀬一馬『増訂古辞書の研究』(昭和61年2月) 参照。

(8) 北恭昭編『倭玉篇五本和訓集成』(本文編) (平成6年3月) 参照。

(9) 中田祝夫・北恭昭著『倭玉篇<sup>新訂本</sup>研究並びに総合索引』(昭和51年3月) 参照。

(10) (1) に同じ。

(11) 渡部温『靈康熙字典』(複刻版) (昭和52年11月) 参照。

(12) 〔漢〕許慎撰〔清〕段玉裁注『說文解字注』(上海古籍出版社・

一九八一年十月刊) 参照。

(13) 書き下し文は尾崎雄一郎編『訓説文解字注石冊』(東海大

学古典叢書) (一九八六年一月刊) による。

(14) 佐佐木信綱『萬葉集事典』(昭和49年4月) 参照。

(15) (7) に同じ。

(16) 「校本萬葉集(新增補版)」による。ただし複製本のあるものについては複製本を調査。

(17) (14) の『萬葉集事典』及び『校本萬葉集(新增補版)』二

「萬葉集諸本系統の研究」参照。

(18)『校本萬葉集』(新增補版)「萬葉集諸本解説」参照。

(19)土屋文明『萬葉集私注』(新訂版)(昭和51年3月)参照。

(20)仙覺『萬葉集註釈卷第一・卷第三』(冷泉家時雨亭叢書第三十九卷)(平成6年10月)参照。

(21)黒板勝美編『新国史大系第八巻』「积日本紀卷十四述義十舒明一皇極」(前田家所藏本底本)(昭和40年4月)参照。

(22)仁和寺藏『萬葉集註釈』(京都大学国語国文資料叢書別巻1)(昭和56年5月)参照。

(23)統群書類従・第三十輯下『輔仁本草』(昭和34年4月訂正三版)参照。

(24)(16)に同じ。

(25)同右。

(26)同右。

(27)『萬葉集叢書第六輯』(水戸彰考館文庫の影写本を底本として翻刻したもの)(大正14年3月)参照。

(28)北村季吟『萬葉拾穗抄』(二十巻二十冊の刊本)(関西大学図書館蔵)参照。

(29)『契沖全集』第一巻(昭和48年1月)及び第二巻(昭和50年1月)参照。

(30)『萬葉集叢書第二輯』(荷田春満『萬葉集僻案抄』)(大正13年9月)参照。

(31)「此」を「シ」の仮名として使った用例は『萬葉集』の「極此」(三・三三二)、「此其礼」(十・一二三六)の他「播磨風土記」(揖保郡)の「意此川」<sup>おしづか</sup>等がある。

(32)統群書類従完成会編『賀茂真淵全集』第一巻(昭和52年4月)参照。

(33)荒木田久老『萬葉考槐落葉』(天明八年自序)(寛政十年(一七九八)刊)(静嘉堂文庫蔵)参照。

(34)橘千蔵『萬葉集略解』(文化九年(一八一二)刊)参照。

(35)『萬葉集叢書第五輯』(岸本由豆流『萬葉集攷証』)(大正13年12月)参照。

(36)江戸時代の本草学研究の盛況ぶりは上野益三『日本博物学史』(昭和48年11月)にくわしい。

(37)荒木田嗣興『萬葉品類鈔』(木村正辞旧蔵、東洋文庫所蔵)参照。

(38)東光治『萬葉動物考』(正編)「いかるが及びしめ考」(昭和10年6月版の複刻版)(昭和57年5月)参照。